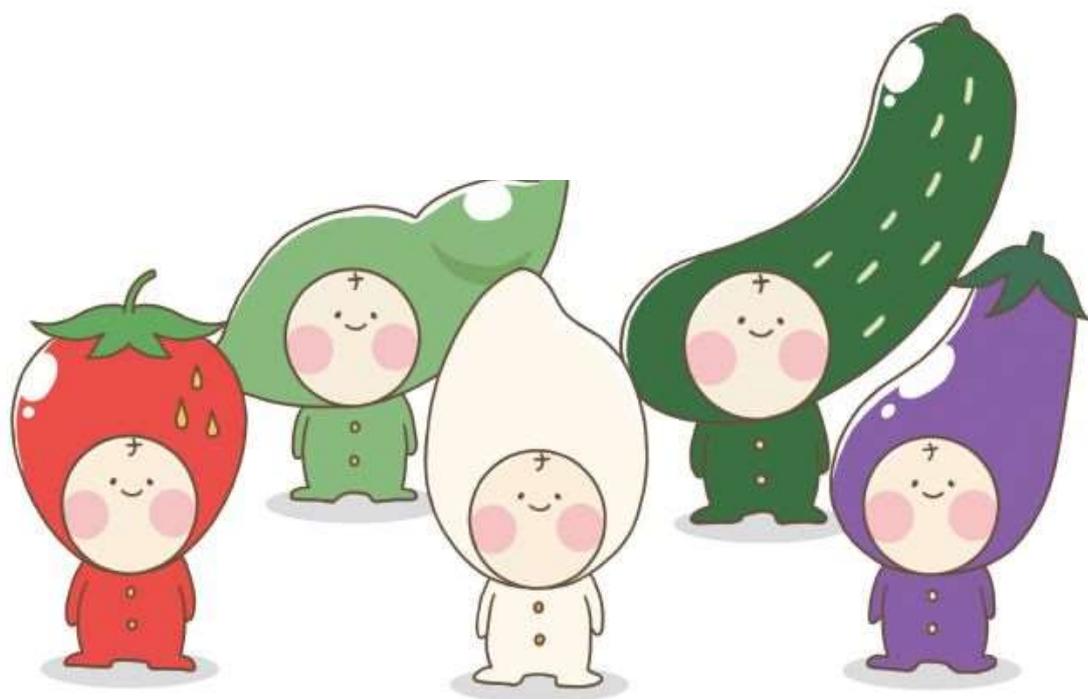


令和6年度 長岡市農水産政策課 補助事業のしおり



令和6年6月

長岡市農林水産部農水産政策課

目 次

ページ

1. 機械・施設の導入に対する支援

- (1) 新潟県農林水産業総合振興事業 2
- (2) がんばる担い手農家の資本装備等支援事業 2
- (3) スマートアグリ推進事業 3
- (4) きのこ王国支援事業 3

2. 取組に対する支援

- (1) 中山間地域等直接支払制度 4
- (2) 環境保全型農業直接支払交付金事業 4
- (3) 機構集積協力金交付事業 5
- (4) 6次産業化・農商工連携取組支援事業 6
- (5) 長岡市園芸産地育成支援事業 6
- (6) 耕作放棄地予防・解消事業 7
- (7) 長岡市農業生産工程管理推進事業補助金 7
- (8) 長岡市農業経営収入保険加入支援事業補助金 8

3. 農業を始める方への支援

- (1) 経営開始資金 8
- (2) 新規就農者の技術習得支援事業 9
- (3) 新規就農者販路拡大支援事業 9
- (4) 就農初期段階運転資金支援事業 9

4. 人材育成支援

- (1) 技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業 10



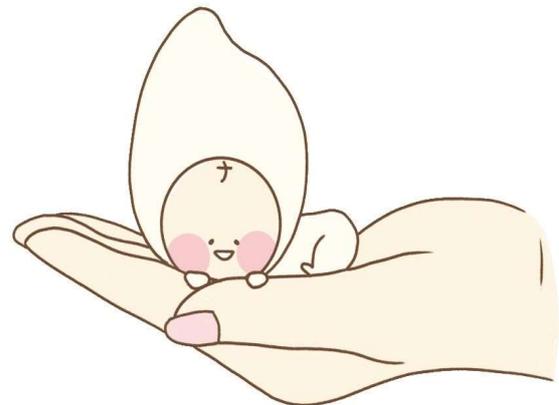
1. 機械・施設の導入に対する支援

(1) 新潟県農林水産業総合振興事業		【県】
(概要説明) 農業所得の向上を図るための規模拡大、農産物の付加価値向上、経営の複合化へ等の取り組みに対し支援します。		
対象者	農地所有適格法人、認定農業者等	
主な要件	県の定める採択基準に適合すること	
支援内容	支援内容は、各事業ごとに異なりますので、個別にお問い合わせください 【主な事業】 ・農地所有適格法人育成促進 ・新規就農者育成促進 ・「新潟米」体質強化促進 ・大豆・そば・麦生産促進 ・園芸生産促進 ・畜産振興促進 ・環境保全促進 ・加工・直売促進 ・水産振興促進 ・農地中間管理事業活用型経営発展促進（新潟県経営体発展総合支援事業）	
利用方法	期日までに、農水産政策課へ事業要望を提出してください（事業実施前年度8月募集）	
備考	原則、現状の機械・施設等の更新は対象外です 要望調査：7～8月末（予定）	
（問い合わせ）農水産政策課 電話：0258-39-2223		

(2) がんばる担い手農家の資本装備等支援事業		【市】
(概要説明) 規模拡大や生産コストの削減計画を持つ担い手が、目標達成に向けた経営規模に対応するための機械・施設等の導入に係る費用を補助します。		
対象者	個人認定農業者（1戸1法人含む）、認定新規就農者、経営所得安定対策に加入している集落営農組織のいずれか	
主な要件	規模拡大または生産コスト削減の具体的な計画を有すること	
支援内容	補助率：30%以内（上限補助額150万円） ※機械については1台（機、基）あたり50万円以上のもの ただし、複数の機械の組み合わせにより機能を発揮する機械は、導入金額の合計額で50万円以上の機械	
利用方法	期日までに、農水産政策課へ事業要望を提出してください（事業実施前年度8月募集）	
備考	機械・施設の更新は対象外です 要望調査：7～8月末（予定）	
（問い合わせ）農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

(3) スマートアグリ推進事業		【市】
(概要説明) 労働力不足の改善や新規就農者・女性の活躍を促進し、持続可能な農業の実現を目指すため、スマートアグリ機器の導入を支援します。		
対象者	経営面積15ha以上（中山間地域は10ha以上）の市内認定農業者等	
主な要件	長岡市スマートアグリトライアル施設での研修受講	
支援内容	補助率 50%以内（上限補助額 100万円）	
利用方法	申請受付期間を確認の上、農水産政策課へ交付申請書類を提出して下さい	
備考		
（問い合わせ）農水産政策課次世代農業推進係 電話：0258-39-2223		

(4) きのご王国支援事業		【県】
(概要説明) 産地体制の強化を目的とした近代化施設等きのご生産基盤の整備を進めるとともに、産地連携のもとに広域産地生産出荷体制を推進し、県産キノコブランドの確立と市場競争力のあるきのご産地の形成に対し支援します。		
対象者	農林業者の組織する団体、森林組合、農業協同組合、第3セクター、民間リース会社	
主な要件	県の定める採択基準に適合すること	
支援内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高品質・安全・安心促進整備事業 ・低コスト化促進整備事業 補助率 県1/2以内 市5/100以内 事業費の範囲 1,000千円～70,000千円	
利用方法	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください	
備考		
（問い合わせ）農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		



2. 取組に対する支援

(1) 中山間地域等直接支払制度		【国】																									
(概要説明) 中山間地域等（地域振興8法と棚田法指定地域及び知事が定める特認地域）において農業生産活動等を行う者に対して支援します。																											
対象者	集落協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等																										
主な要件	集落等を単位に、農用地を維持管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行うこと																										
支援内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">地目</th> <th style="width: 50%;">区分</th> <th style="width: 30%;">交付単価 (円/10a)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">田</td> <td>急傾斜（1/20以上）</td> <td style="text-align: right;">21,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（1/100以上）</td> <td style="text-align: right;">8,000</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">畑</td> <td>急傾斜（15°以上）</td> <td style="text-align: right;">11,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°以上）</td> <td style="text-align: right;">3,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">草地</td> <td>急傾斜（15°以上）</td> <td style="text-align: right;">10,500</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°以上）</td> <td style="text-align: right;">3,000</td> </tr> <tr> <td>草地比率の高い草地(寒冷地)</td> <td style="text-align: right;">1,500</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">採草放牧地</td> <td>急傾斜（15°以上）</td> <td style="text-align: right;">1,000</td> </tr> <tr> <td>緩傾斜（8°以上）</td> <td style="text-align: right;">300</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 地域農業の維持・発展に資する一定の取組を行う場合には、交付単価に所定額が加算されます。</p>		地目	区分	交付単価 (円/10a)	田	急傾斜（1/20以上）	21,000	緩傾斜（1/100以上）	8,000	畑	急傾斜（15°以上）	11,500	緩傾斜（8°以上）	3,500	草地	急傾斜（15°以上）	10,500	緩傾斜（8°以上）	3,000	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500	採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000	緩傾斜（8°以上）	300
地目	区分	交付単価 (円/10a)																									
田	急傾斜（1/20以上）	21,000																									
	緩傾斜（1/100以上）	8,000																									
畑	急傾斜（15°以上）	11,500																									
	緩傾斜（8°以上）	3,500																									
草地	急傾斜（15°以上）	10,500																									
	緩傾斜（8°以上）	3,000																									
	草地比率の高い草地(寒冷地)	1,500																									
採草放牧地	急傾斜（15°以上）	1,000																									
	緩傾斜（8°以上）	300																									
利用方法	詳細については、農水産政策課にご確認ください																										
備考																											
（問い合わせ）農水産政策課次世代農業推進係 電話：0258-39-2223																											

(2) 環境保全型農業直接支払交付金事業		【国】
(概要説明) 地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い取組を実践する農業者に対して支援を行います。		
対象者	本交付金に取り組む複数戸の農業者を含む農業者グループ	
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・取組を行う作物（主作物）は、販売を目的に生産すること ・自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進する活動（推進活動）を1つ以上実施すること ・「環境負荷低減のチェックシート」に記載された各取組を実施したうえで、「環境負荷低減のチェックシート」に記入し、提出する 	
支援内容	<p>○対象取組の具体例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・堆肥の施用 10aあたり4,400円（最大） ・長期中干し 10aあたり800円 ・秋耕 10aあたり800円 ・有機農業 10aあたり12,000円 <p>※化学肥料・化学合成農薬を地域の慣行レベルから原則5割以上低減する取組と対象取組を合わせて行うことが必要です。</p>	
利用方法	4月中旬頃までに、農水産政策課農産係にご連絡ください	
備考		
（問い合わせ）農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		

(3) 機構集積協力金交付事業

【国】

(概要説明) 農地中間管理事業を活用し、担い手への農地の集積・集約化に取り組む地域に対して協力金を交付します。

対象者

地域計画が策定されている区域（全部または一部を含む）
令和6年度にあつては、地域計画の策定に向けた協議の場が設けられている区域

主な要件

- 【地域集積協力金】
- ・農地バンクの活用率が一定以上であること
 - ・交付対象面積の10%以上が新たに担い手に集積されること、または同一の耕作者が耕作する団地面積が10%以上増加すること
 - ・農地バンクに団地として農地を貸し付けること（区分1～3の場合のみ）
- 【集約化奨励金】
- ・地域内農地面積に占める団地面積が一定割合増加すること

支援内容

【地域集積協力金】

区分	農地バンクの活用率		交付単価 (円/10a)
	一般地域	中山間地域	
1	40%超50%以下		13,000
2	50%超70%以下	15%超30%以下	16,000
3	70%超80%以下	30%超50%以下	22,000
4	80%超	50%超80%以下	28,000
5		80%超	34,000

【集約化奨励金】

区分	地域の団地面積の割合	交付単価 (円/10a)	
		一般タイプ	受け皿準備タイプ
1	10ポイント以上増加	10,000	5,000
2	20ポイント以上増加	30,000	15,000
	既に30%以上の地域は1団地 当たりの平均面積が1.5倍以上		

※ 交付対象となる面積にはその他要件があります

利用方法

詳細については、農水産政策課にご確認ください

備考

申請準備には時間を要します
集積・集約をご検討の地域は、お早めに農水産政策課にご相談ください

(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223



(4) 6次産業化・農商工連携取組支援事業		【市】
(概要説明) 6次産業化・農商工連携取組を推進するため、長岡産の農林畜水産物を活用した新たな商品開発等に係る経費を補助します。		
対象者	① 3戸以上の農林漁業者が主となり構成された団体 ② 3戸以上の農林漁業者が主な構成員又は出資者である法人 ③ ①又は②に該当する団体等と連携する商工業者	
主な要件	長岡産農林畜水産物を必ず使用すること 長岡産農林畜水産物の生産拡大や高付加価値化等に資すること 新たな商品等の開発、品質の向上や高付加価値化を目指すこと	
支援内容	補助率 50%以内 (上限補助額 50万円)	
利用方法	事前に取り組内容をご相談の上、農水産政策課へ事業計画書を提出して下さい	
備考		
(問い合わせ) 農水産政策課次世代農業推進係 電話：0258-39-2223		

(5) 長岡市園芸産地育成支援事業		【市】
(概要説明) 園芸品目に係る広域的な生産振興及び産地化、特産化を支援		
対象者	農林水産業者の組織する集団組合等又は農業協同組合	
主な要件	次の取組みに要する費用を支援する。 ・対象園芸品目等の栽培技術の習得や向上のための研修会等の開催 ・対象品目等の導入に必要な種苗及び生産資材等の購入 ・対象園芸品目等の消費拡大に向けた啓発資料の作成又はイベントの開催 ・その他対象園芸品目等の産地育成のために必要と認められるもの	
支援内容	対象となる取組に要する費用の1/2 (補助金上限額50万円)	
利用方法	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください	
備考		
(問い合わせ) 農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		



(6) 耕作放棄地予防・解消事業		【市】
<p>(概要説明) 一年以上作付をしていない農用地の耕作を再開するために再生作業を行う担い手(認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等)を対象に事業費を支援します。</p> <p>※ 他の国・県の補助事業の採択要件に満たない取組みであることが必須条件です。</p>		
対象者	<p>【新たに借り入れた対象農用地で再生作業を行う担い手】</p> <p>認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織(法人化する計画があり、経営所得安定対策に加入していること)のいずれか</p>	
主な要件	<p>【以下の全てに当てはまる農用地が対象となります】</p> <p>(1) 過去一年以上作付が行われておらず、耕作放棄地の予防・解消作業を要する農用地</p> <p>(2) 農業振興地域内の農用地</p> <p>(3) 上記の農用地で新たに借受する農用地(自作地や借受から一年以上経過した農用地は対象外)</p> <p>(4) 農用地の所在する担当地区の農業委員により、(1)の要件を満たすことの確認を受けた農用地</p> <p>※ すでに解消された耕作放棄地等は対象外です。</p> <p>※ 申請、作業着手前に、市担当者とは地区担当農業委員による現地確認をさせていただきます。</p>	
支援内容	<p>【農用地の再生作業の取組みに対して定額補助】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般地域(平場) 20,000円/10a ・中山間地域等 40,000円/10a 	
利用方法	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください	
備考		
(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話: 0258-39-2223		

(7) 長岡市農業生産工程管理推進事業補助金		【市】
<p>(概要説明) 農業生産工程管理(以下「GAP」という。)の認証取得を推進するため、市内の農業者又は農業協同組合等が、GAPの認証を取得し、又はGAPの認証を取得しようとする者に対し指導等を行う者(以下「GAP指導員」という。)の資格を取得するために必要な経費を支援します。</p>		
対象者	農業協同組合、農業者、農業生産組織等	
主な要件	後述の「支援内容」に記載の取組を行うこと	
支援内容	<p>【補助対象経費】</p> <p>(1) GAPの認証取得のための研修会等の開催に要する経費</p> <p>(2) GAPの認証取得のための先進地視察等に要する経費</p> <p>(3) GAPの認証取得のために必要な管理用備品等の購入に要する経費(上限額75,000円)</p> <p>(4) GAP指導員の資格の取得に要する経費(資格の更新のための経費を除く。)</p> <p>【補助額】</p> <p>交付対象経費の2分の1以内の額</p>	
利用方法	別途案内する期日までに、農水産政策課へ申請書類を提出してください	
備考		
(問い合わせ) 農水産政策課農産係 電話: 0258-39-2223		

(8) 長岡市農業経営収入保険加入支援事業補助金		【市】
(概要説明) 農業者の経営努力では避けられないリスクによる収入減少を補償する収入保険への加入を促進することで、農業者の事業継続や地域農業の維持を図るため、収入保険加入者が負担する保険料の一部を支援します。		
対象者	市内に住所を有する個人、または市内に本店や主たる事業所を有する法人	
主な要件	令和6年4月から令和7年3月の間に収入保険の保険期間が開始する新規加入者または継続加入者	
支援内容	全国農業共済組合連合会が定めるところにより、保険期間開始日において算出される収入保険加入者が負担する掛け捨て保険料の2分の1の額（上限なし） ※積立金及び付加保険料は対象外 ※支援を受けられるのは1回限り（すでに令和5年度事業で支援金を受け取っている方は対象外）	
利用方法	令和6年12月末（法人の場合は保険期間開始月の前月末）までに、新潟県農業共済組合中越支所に申請をしてください	
備考	収入保険制度に関する問い合わせは、新潟県農業共済組合中越支所収入保険課（0258-36-8050）までお願いします	
（支援事業に関する問い合わせ）農水産政策課農産係 電話：0258-39-2223		

3. 農業を始める方への支援

(1) 経営開始資金		【国】
(概要説明) 新規就農者に対し、農業経営を始めてから経営が安定するまでの最大3年間、資金を交付する。		
対象者	独立自営就農をした原則50歳未満の認定新規就農者	
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡市の「目標地図」もしくは「人・農地プラン」の中心経営体に位置付けられていること ・生活費を支給する国の他の事業と重複受給していないこと ・雇用就農資金による助成金の交付又は、経営継承・発展等支援事業による補助金の交付を受けていないこと（受けたことがないこと） ・申請時及び交付期間中の前年の世帯全体の所得が600万円以下であること 	
支援内容	交付額：月12.5万円（年間150万円）×最大3年間 夫婦で農業経営の場合は、夫婦合わせて1.5人分を交付する	
利用方法	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください	
備考		
（問い合わせ）農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

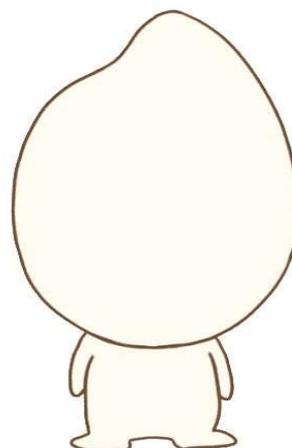
(2) 新規就農者の技術習得支援事業		【市】
(概要説明) 新規就農に向けて研修を受ける者に対し、技術支援、生活支援及び生活基盤支援を行うため、技術習得等に係る経費を補助します。		
対象者	農業次世代人材投資資金（準備型）又は就農準備資金受給者	
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・長岡市内に住所を有すること ・研修後1年以内に市内で独立・自営就農すること 	
支援内容	交付期間1年につき1人あたり90万円とし、交付期間は最長2年	
利用方法	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください	
備考		
(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

(3) 新規就農者販路拡大支援事業		【市】
(概要説明) 独立自営就農をする者等に対し、新たな販路開拓や販売量の拡大に係る経費を補助します。（国、県事業で支援できていない部分を支援）		
対象者	認定新規就農者	
主な要件	以下のもので経営を開始してから5年以内である者 ・農業経営基盤強化促進法第14条の4の認定を受けた者	
支援内容	補助率：50%（上限補助額：500千円） （ただしU・Iターン等新規参入者で就農1年目は100%） 旅費、材料費、会場借上料、デザイン料、印刷製本費、通信運搬費、広告宣伝費、消耗品費、出店料、出店手数料等	
利用方法	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください。	
備考		
(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

(4) 就農初期段階運転資金支援事業		【市】
(概要説明) 認定新規就農者として独立自営就農をする者等に対し、自ら耕作する農地の賃借料および当年度中に使用する肥料・農薬費等について補助する。		
対象者	認定新規就農者	
主な要件	以下のもので経営を開始してから3年以内である者 ・農業経営基盤強化促進法第14条の4の認定を受けた者	
支援内容	補助率：経費の50%（上限40万円） ※かかった経費（農地・機械賃借料、種苗費、肥料・農薬費、販売経費等）の根拠となる領収書等および使用履歴がわかる作業日誌等の整合が取れた経費について審査します。	
利用方法	申請する場合は、農水産政策課までご相談ください	
備考		
(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223		

4. 人材育成支援

(1) 技術習得又は経営継承に向けた研修支援事業		【市】
<p>(概要説明) 新たに就農(就業)しようとする青年等を雇用し、経営に必要な技術・知識を習得させるため、実践的な研修を行う認定農業者等に対し、就農者の賃金を補助する。</p>		
対象者	<p>認定農業者 ※研修者は当該年度の4月1日現在、45歳未満かつ長岡市内に住所を有する者</p>	
主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・研修者と期間の定めのない雇用契約を締結すること ・雇用の際は労働保険(雇用保険・労災保険)に加入すること 	
支援内容	<p>補助率：雇用就農者賃金の50% (上限10万円/月) 期間は最長36ヶ月 ※重複した期間で国等から同様の助成を受けていないか、過去に研修先と雇用契約を締結していないか審査します。</p>	
利用方法	<p>申請する場合は、農水産政策課までご相談ください</p>	
備考		
<p>(問い合わせ) 農水産政策課担い手育成係 電話：0258-39-2223</p>		



- ・記載された以外にも、国・県などの支援事業がありますので、詳細については、お問い合わせください。
 - ・機械・施設等を導入する場合、例年、事業実施年度の前年8月（例：令和7年に導入する場合は、令和6年8月）に要望調査を行っていますので、要望がある方は、ご相談ください。
 - ・事業によっては申請時期が異なりますので、事業活用をお考えの場合は、お問い合わせください。
 - ・事業実施については、予算の範囲内となりますので、あらかじめご了承ください。
 - ・補助事業については、長岡市ホームページに記載されています。
 - ・緊急なお知らせ等も掲載いたしますので、ぜひご覧ください。
- [総合メニュー] ⇒ [くらし・手続き] ⇒ [産業・ビジネス] ⇒ [農林・水産関係]

○お問い合わせ先

長岡市農林水産部農水産政策課

TEL 0258-39-2223

FAX 0258-39-2284

mail nousei@city.nagaoka.lg.jp

○相談、書類提出先

長岡市農林水産部農水産政策課

各支所産業建設課

(栃尾支所は農林・建設課)

北部地域事務所

南部地域事務所